

大学院生の皆様へ

山形県立保健医療大学 教務学生課長

新年度の新型コロナウイルス感染防止対策について

現在、全国で感染者が再び増加するとともに、山形県でも急増しているため、3月22日（月）から4月11日（日）までの間、山形県・山形市「緊急事態宣言」が出され、不要不急の外出（通勤・通学等を除く）を控えるよう呼びかけられています。本日、さらに4月25日（日）まで緊急事態宣言を延長すると発表されました。

現在のところ、学内の感染防止に最大限注意しながら、4月12日（月）からは対面授業を開始する予定ですが、大学院生の皆様におかれましては、今後も感染しないよう十分注意して過ごしていただきたいと思います。

【感染防止の取組みの要点】

1 感染防止対策について

- 三密を避けるとともに、マスクを外しての会話はしないようにお願いします。
- 緊急事態宣言中は、家族以外の人との会食を自粛していただきますようお願いいたします。また、緊急事態宣言解除後も、当面は飲酒を伴う懇親会（歓迎会、コンパ等含む）やカラオケは自粛してください。飲酒を伴わない会食でも少人数とし、県外からの人との会食は控え、いつもの安心できるメンバーと短時間で行うようお願いいたします。（自粛解除の時期は、県の警戒レベル等をみて改めて連絡します。）
- 食事中は会話を控え（黙食）、食事が終わってからマスクをして会話をさせていただきますようお願いいたします。
- 家庭内でもできる限り感染防止対策を行ってください。
- 「健康・行動記録票」は毎日記録してください。ただし、社会人（所謂、社会人院生）の方については「任意」とします。

※山形県外に居住されている方については、上記にかかわらず、勤務先の感染防止対策やお住まいの自治体からの協力要請に従ってください。

2 「感染拡大地域」(※)との往来について

- 「感染拡大地域」と往来する必要がある場合は、立ち寄り先や行動に十分注意していただくとともに、感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②正しいマスクの着用、③手洗いを厳守していただき、感染防止に努めてください。
- ただし、宮城県、大阪府、兵庫県では4月5日～5月5日まで政府の「まん延防止等重点地域」に指定されたことから、この間は往来しないでください。
さらに、東京都(4/12～5/11)、京都府(4/12～5/5)、沖縄県(4/12～5/5)も指定される見込み。

※本学における「感染拡大地域」の定義は以下のとおりです。

- ・ 政府による緊急事態宣言の対象区域（同宣言対象期間中に限る）
- ・ Yahoo! Japan が提供している「1週間の10万人当たり新規感染者数（都道府県別）」で15人以上（ステージⅢ）となっている都道府県

※ URL：<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>

3 体調不良時や感染の可能性が疑われる場合の対応について

- 発熱や全身倦怠感、味覚・嗅覚障害、呼吸困難等の体調不良時は、大学には立ち入らず、医療機関を受診又は相談コールセンターに連絡し、状況をなるべく早く大学に連絡していただきますようお願いいたします。
- 家族、友人などが感染者、濃厚接触者（検査中を含む）となったり、その可能性がある場合は、すぐに教務学生課又は分野長（必要に応じて勤務先）に連絡をお願いします。